**「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進 ドーンdeキラリ フェスティバル ２０２5 with万博の**

**企画・実施業務」仕様書**

**1　委託業務名**

ＯＳＡＫＡ女性活躍推進 ドーンdeキラリ フェスティバル ２０２5 with万博の企画・実施業務（以下「本業務」という。）

**2　業務目的**

男女共同参画や女性活躍推進をめぐる現状においては、社会の様々な分野への女性の参画が十分に進んでいないことや、仕事と子育ての両立の難しさ、女性の家事負担が男性と比較して大きいこと等、依然として社会全体で取り組むべき多くの課題がある。

そこで大阪府では、大阪府の男女共同参画の拠点である大阪府立男女共同参画・青少年センター（愛称：ドーンセンター。以下「ドーンセンター」という。）において、「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進会議」（※）等と連携し、2015年から「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進 ドーンdeキラリ フェスティバル」(以下「『ドーンdeキラリ』イベント」という。)を開催している。「ドーンdeキラリ」イベントでは、OSAKA女性活躍推進月間である9月に、金曜日と土曜日の2日間にわたって、女性活躍をテーマにしたセミナーやイベント、相談会等の様々なプログラムを行っている。　（※）OSAKA女性活躍推進会議：産学官等で構成する会議体

また、本年4月に開幕する2025年大阪・関西万博（以下「大阪・関西万博」という。）は、持続可能な開発目標（SDGｓ）達成への貢献をめざしている。そうした中、大阪・関西万博においては、全ての女性が活躍することができる社会の実現をめざし、日本の取組や日本における女性活躍の状況を国内外に発信するとともに、世界における女性活躍の状況を紹介することを目的に、国等が主体となり「ウーマンズ パビリオン in collaboration with Cartier」（以下、「ウーマンズ パビリオン」という。）が出展される予定である。

そこで、大阪府では、女性活躍推進と大阪・関西万博開催の機運を相乗的に醸成することを目的に、大阪・関西万博のPRイベント「ＯＳＡＫＡ女性活躍推進 ドーンdeキラリ フェスティバル ２０２5 with万博」（以下「本事業」という。）を開催することとする。

（参考）「ドーンdeキラリ」イベント及び本事業の詳細については以下ホームページを参照。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/osaka-jyokatsu-kaigi/fes2024.html

**３　契約期間**

　　契約締結日から令和８年２月27日（金）まで

**４　委託業務概要**

本事業は、目的達成のため、イベントごとに設定しているメインターゲット（仕様書別添参照）を中心とした多くの方に次の点について知っていただき、大阪・関西万博のメッセージへの理解、女性活躍推進に関する気づきや参画等を促すイベントとする。

* 「男は仕事、女は家庭」等の性別役割分担意識は根強く残っている。それによるアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）に気づくことは、性別にかかわらず、すべての人が活躍できる社会につながる第一歩である。
* 万博の開催地である大阪には、男女共同参画や女性活躍推進を推進する拠点としてドーンセンターがあり、「ジェンダー平等の実現」に向けた取組みを推進している。
* 大阪・関西万博はSDGｓ達成への貢献を開催目的に掲げている。SDGｓゴールの１つにNo.５として「ジェンダー平等の実現」がある。

また、大阪・関西万博のテーマが「いのち輝く未来社会のデザイン」であることから、特に、未来社会を担う若年層が発信するイベントかつ若年層に訴求するイベントとする。

そこで、次の業務を一括して実施する。

なお、業務の実施にあたっては、大阪府（以下「発注者」という。）と十分に協議・調整を行うこと。

また、以下（１）のイベント概要を、仕様書別添に記載しているので、併せて確認すること。

1. ３会場における連動イベントの企画・実施（概要は仕様書別添のとおり）
2. 広報戦略の立案及び実施
3. 当日の運営及びスタッフ配置

**※**「ドーンde キラリ」イベントとの整理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 「ドーンde キラリ」イベント | 本業務（ドーンde キラリ フェスティバル　2025 with万博） |
| 日時 | 9/5,6 | 9/6 | 9/17 | 9/28 |
| 場所 | ドーンセンター | ドーンセンター | ギャラリーWEST | ウーマンズ パビリオン |
| 企画立案 | 大阪府、OSAKA女性活躍推進会議構成団体 等 | 本事業受託事業者 |
| イベント内容 | 構成団体等によるセミナー等 | 仕様書５（１）① | 仕様書５（１）② | 仕様書５（１）③ |
| 広報 | 大阪府、OSAKA女性活躍推進会議構成団体 等 | 本事業受託事業者※仕様書５（２）のとおり |
| ※本事業の広報内容に「ドーンde キラリ」イベントの日程等も含む。 |
| 運営 | 大阪府、OSAKA女性活躍推進会議構成団体 等 | 本事業受託事業者※仕様書５（３）のとおり |
| ※「ドーンde キラリ」イベントの総合案内等（９月５日・６日）も本事業に含む |

**５　委託業務内容詳細及び提案を求める事項**

1. ３会場における連動イベントの企画・実施

　①　ドーンセンターでのイベント （令和７年９月６日（土曜日）　※「ドーンdeキラリ」イベント２日目と同日）

（ア）　若年層による発信イベント　（７Fホール　定員500人）

* 大阪・関西万博と女性活躍推進の要素を含め、若年層による、発信等を行う企画とすること。
* 集客力のあるゲスト（特に若年層に訴求力の高い方）の起用等、メインターゲット層（仕様書別添参照）の来場を促すための具体的かつ実現可能性の高い内容を、その根拠や実績等とともに提案し、発注者と協議の上、実施すること。

（イ）　大阪・関西万博ＰＲイベント（１F）

* 大阪・関西万博と女性活躍推進の要素を含むイベントとし、上記（ア）との連動性を持たせること。
* メインターゲット（仕様書別添参照）は若年層及び小学生までの子どもがいる家族連れとし、集客ができる企画とすること。
* 女性起業家や女性農業家等の出展ブースを設置すること。
* １階フロアは飲食可とし、飲食物の販売等も可能とする（出展者から保健所等への届出をすること）。ただし、販売及び購入者が飲食する際に発生したゴミ等は、受注者が処分等すること。
* 当日はイベント実施中であることがわかるようにし、通行人等の参加を促すこと。

例）正面玄関前にキッチンカーを配置する、屋外看板を設置する　等

* 上記（ア）及び「ドーンdeキラリ」イベントへの参加を促す工夫をすること。

例）上記（ア）や「ドーンdeキラリ」イベントのプログラムへ参加した方を対象とした抽選会　等

* 来場者に、目的となるセミナーに参加してもらうだけでなく、ドーンセンター全体の回遊を促す工夫をし、情報ライブラリーがある等、施設情報の認知度向上に寄与すること。

例）ドーンセンター内でのスタンプラリー、謎解きゲーム　等

②　大阪・関西万博会場（ギャラリーWEST）でのイベント　（令和７年９月17日（水曜日））

* ５（１）①（ア）及び③と連動したイベントとし、③への参加を促す工夫をすること。
* 参加者が当日会場で、楽しみながら、男女共同参画や女性活躍推進に関心を持ち、自分事としてとらえられるようなアクションを起こせるよう工夫をすること。
* 万博来場者（特に周辺イベント参加者・若年層）が本イベントに関心を持つよう工夫をすること。
* ギャラリーWESTの趣旨や仕様に沿った企画内容とし、会場レイアウトを作成し発注者と協議して決定すること。
* 動画・案内等において多言語で対応することとし、少なくとも日本語及び英語の２か国語対応を行うこと。
* 万博会場入場のAD証申請業務等については、随時発注者と協議を行う。

※会場内は飲食可。（実施に当たっては発注者と協議すること。）

③　ウーマンズ パビリオン（「WA」スペース）でのイベント　（令和７年９月28日（日曜日））

* + - * + ５（１）①（ア）及び②と連動したイベントとすること。
				+ 若年層からの発信等を受けて、今後の女性活躍推進への理解を深められる企画とすること。
				+ 大阪の女性活躍推進について発信できる企画とすること。
				+ 参加者が今後の自身の行動について考えられるようなアクションを促す工夫をすること。
				+ 「WA」スペースの趣旨や仕様に沿った内容とし、「対話型」のイベントとすること。
				+ 動画・案内等において多言語で対応することとし、少なくとも日本語及び英語の２か国語対応を行うこと。
				+ 万博会場入場のAD証申請業務等については、随時発注者と協議を行う。

　　④　共通事項

* 企画内容については、企画原案をもとに、発注者と随時協議・調整のうえ決定する。その際、予算の範囲内で追加や変更、発注者が企画するコンテンツの実施を求めることがある。
* メインターゲット以外の幅広い層、特に女性活躍推進や万博への関心が低い層にも興味を持ってもらえるよう工夫をすること。
* 後日大阪府ホームページで公開するため、５（１）①（ア）、②及び③のアーカイブ動画を作成すること。
* 連動イベント内において、アーカイブ配信の申込やドーンセンターへの来館を促す等、万博会期後も男女共同参画への意識を継続させるための工夫をすること。
* 万博のロゴマークやキャラクター等を使用するにあたっては、基本的に、発注者が公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会への使用申請を行う。
* 「ミャクミャク」や「もずやん」をイベントに登場させる場合等は、基本的に、発注者がそれぞれ公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会、大阪府庁担当部署への申請を行う。
* 既存の万博ＰＲグッズや、万博にちなんだ限定グッズを制作し、景品として配布することも可とする。

ただし、制作したグッズをイベントPRに使用する場合は、ライセンス料が発生する可能性がある。

* 女性活躍や広報効果に関するアンケートを実施し、効果分析を行い、発注者へ報告すること。

例）女性活躍に関する理解が深まったか。

どのような媒体から本事業の情報を入手したか。

* アンケートについては、回答を促す工夫をすること。

（２）　広報戦略の立案及び実施

* + - * + 広報スケジュールを策定し、連動イベントの開催時期に合わせ、メインターゲット（仕様書別添参照）を意識した、根拠や実績に基づく効果的な広報展開を行うこと。
				+ メインターゲット以外の幅広い層、特に女性活躍や万博に関心の低い層にも、本事業のことを知ってもらい、来場を促すような工夫をすること。
				+ イベント周知広報物（チラシ・ポスター）のデザイン制作及び印刷を行い、広報を展開すること。（情報公表・広報開始は令和７年７月上旬を予定。）
				+ 広報物のデザイン制作にあたっては、受託者は発注者と協議・調整の上、内容（デザインや文言含む）を決定すること。
				+ チラシ・ポスター以外の広報（SNS広告等）について、企画・運用すること。
				+ 広報内容は、連動イベント一体のものとし、「ドーンdeキラリ」イベントの日程の記載等、「ドーンdeキラリ」イベントとも連携できるものとすること。

【参考：府（男女参画・府民協働課）が実施する広報】

* + 本事業のチラシ・ポスターの関係団体への配布
	+ 「ドーンdeキラリ」イベントのリーフレット制作、印刷、関係団体等への配布
	+ 大阪府広報媒体等を活用した広報

（３）　当日の運営及びスタッフ配置

①　　５（１）①～③共通事項

* 運営全般を行うこと。

　（想定される運営業務）

　　　　各関係者との連絡調整、必要物品の調達及び搬出入、出演者アテンド等の対応、警備、参加者受付・案内、会場案内表示作成、キャラクター用アクター手配、会場設営・撤収・原状復帰　等

* 本事業を円滑に遂行するため、プログラム等ごとに業務責任者を配置するとともに、必要な人員を適切に配置すること。
* 当日の運営スタッフや府事務局（10名程度）との連絡調整に必要な通信機器（無線等）を府事務局分も含め人数分用意すること。
* 常に来場者の安全に注意を払い、その確保に努めること。
* 各会場のガイドライン等に沿って運営すること。

②　５（１）①にかかるもの

* 運営には、前日の準備や、９月５・６日の総合案内及びストリートピアノの設営・案内・撤収等を含むこと。

※ストリートピアノは１階ロビーにて附帯設備を使用して実施予定。

* 館全体の来場者の案内・誘導等を行うこと。

地震、火災等災害が発生したときは、来館者の避難誘導を行うとともに、直ちに連絡、通報し、消火等作業を行うこと。

**６　本事業及び「ドーンdeキラリ」イベントを円滑に行うための各種業務**

（1）　連絡調整業務

* 連絡調整が円滑に進むよう、発注者との窓口となる業務責任者を定め、発注者に報告すること。
* 業務責任者は発注者が指定する職員と常に連絡をとれるよう努め、緊急の場合は、即時作業に着手可能な体制を整えておくこと。
* 発注者と緊密に連絡を取り、情報を共有しながら業務を推進すること。
* 打ち合わせについては、発注者の指定する場所（オンライン含む）において、発注者が必要とする回数実施すること。
* 各会場管理者と随時調整（各出展者搬入経路・時刻、設営等）等を行うこと。

（２）　業務進行計画及び運営体制等の策定

* 業務進行計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、事前に発注者と協議すること。
* 各業務の具体的な運営体制を提案するとともに、各業務における責任者を定め、発注者が進捗状況について随時確認可能な体制とすること。

（3）　各種掲示物の制作

* ５（１）①イベント当日に使用する各種掲示物を制作すること。

内容：実施プログラムを紹介する各セミナー室前貼紙等

規格：マットコート紙またはコート紙、Ａ３・Ａ４・名刺サイズ片面、４色フルカラー印刷

数量：発注者が指定する数　（令和６年度実績）Ａ３＝50枚、Ａ４＝40枚、名刺サイズ＝20枚

　　　　　　納期：別途協議のうえ決定

※　実施プログラム数は毎年変動する。

※　参考データは発注者から提供する。

（4）　イベント保険への加入

* 本事業の参加者を対象とし、その損害を補償するための保険（施設賠償責任保険、傷害総合保険、事業参加者傷害保険、施設入場者傷害保険等）に加入すること。
* 加入する保険が補償する損害については、発注者及び受注者の責任の有無を問わず、本事業及当日に、会場内で発生した傷害を対象とすること。
* 飲食販売を実施するため、飲食物危険補償特約をつけること。

保険期間：本事業期間

被保険者：本事業当日の参加者

被保険者数：別途協議のうえ決定

（5）　記録写真の撮影

* 本事業等のうち発注者が指定するプログラム等について、各内容がわかるよう記録写真を撮影すること。撮影に際しては、今後の広報活動に利用できるよう、参加者を背後から撮影する等、個人を特定できない構成の写真を含めること。
* 設営・原状復帰にあたっては、実施前・実施後の記録写真を撮影すること。
* 撮影した写真を、事業別にフォルダに整理するとともに、各事業の様子や雰囲気が最もよくわかる写真を２～３枚程度抜粋し、ベストアルバムとしてフォルダに整理すること。
* 上記のデータをＤＶＤ等により令和７年１０月３１日（金）までに納品すること。

（6）　実施報告書の作成

* 受注者は、業務の実施状況を撮影し、整理した上で、実施報告書を作成し、事業終了後に発注者に提出すること。
* カラーで出力したものを紙媒体で２部及び電子媒体で提出すること。

**７　業務全体に係る留意点**

（１）　業務遂行について

* + 受注者はこの業務を実施するに当たり関係法令を遵守するとともに、この仕様に基づき常に発注者と密接に連絡を取り、契約期間内に業務を完了すること。
	+ 受注者は本業務において、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年大阪府条例第６０号）等の関係法令等を遵守すること。
	+ 受注者及び本業務に携わる受注者の従事者は、本業務によって知り得た発注者の業務上の情報及び個人情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、守秘義務を負うこと。また、受注者は、そのために必要な措置を講じること。この業務の完了後についても同様とする。
	+ 発注者は、受注者がこの仕様書に定める内容を履行できないことが明らかと判断される場合、契約を解除することができる。
	+ 主催者の判断により本業務を行わないこととなった場合は、発注者は受注者に対して現に要した費用のみを支払うものとする。
	+ 受注者は再委託を行おうとする時は、事前に発注者に申請し承認を得ること。
	+ この業務に関する打ち合わせや取材等の経費及びその他この業務に付随する必要な経費はすべて受注者の負担とする。
	+ 受注者は、発注者が業務の途中経過の報告を求めたときは、これに応じること。
	+ 労働基準法・最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。
	+ 契約期間中に労働関係法令が改定されても業務に支障が生じないよう配慮すること。
	+ ドーンセンターの施設、設備及び備品等の運用管理、保全に協力すること。ドーンセンターの館内及び敷地内での喫煙は行わないこと。
	+ ドーンセンターにおける会場使用料及びドーンセンターが所有し、ドーンセンター内で使用する附帯設備は発注者の負担とする。なお、それ以外の設備、消耗品等については受注者の負担とする。
	+ 各会場のガイドライン等に沿って、企画・運営等実施すること。
	+ その他詳細については、本事業の委託契約を締結する際に発注者と別途協議する。
	+ この仕様書に定めのない事項又は業務内容等に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、決定する。

（２）　著作権及び使用料等について

* + 本業務における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含む。
	+ 本業務における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、発注者に帰属するものとする。また、本業務終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第１項、第19条第１項及び第20条第１項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
	+ 本業務による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
	+ 成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。
	+ 成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
	+ 第三者の著作権等を侵害しないよう留意すること。
	+ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
	+ 成果物に係る所有権、著作財産権については、発注者に帰属するものとし、また著作者人格権（ただし既に第三者の権利のものを除く）は行使しないものとする。